

《中建国保》 給付金・補助事業一覧表



中央建設国民健康保険組合
奈良建築支部

2022年4月1日現在

| 給付名 | 対象者区分 | 給付内容 |
|---|--|--|
| 療養の給付 | 本人 | 3割負担 1ヶ月の自己負担分が17,500円を超えたとき 超えた金額を償還金として支給します。 (※70歳未満で加入後3ヶ月を経過した者) |
| | 家族 | 3割負担 6歳未満(義務教育就学前)の家族は医療費が 2割負担となります。 |
| 葬 祭 費 | 本人 | 70,000円 |
| | 家族 | 50,000円 |
| 傷病手当金 (※加入後90日を経過した組合員) 「連続5日以上、休業の場合は入院 入院外それぞれ45日まで」 | 【法人第1種】 / 第1種 組合員 | 入 院 8,000円 入院外 4,000円 |
| | 第2種 組合員 | 入 院 8,000円 入院外 3,600円 |
| | 【法人第3種】 / 第3種 組合員 | 入 院 8,000円 入院外 3,200円 |
| | 第4種 組合員 | 入 院 8,000円 入院外 2,800円 |
| | 第5種 組合員 | 入 院 8,000円 入院外 2,400円 |
| | 第6種 組合員 | 入 院 8,000円 入院外 2,000円 |
| 出産育児一時金 | 1子につき | 420,000円 |
| ※高額療養費(70歳未満) (自己負担の限度額) | ◇低所得者(住民税非課税) | 35,400円 |
| | ◇一 般(210万円以下) | 57,600円 |
| | ◇一 般(210万円超~600万円以下) | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% |
| | ◇上位所得者(600万円超~901万円以下) | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% |
| | ◇上位所得者(901万円超) | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% |
| ※宿泊費の補助 | 1人につき | 3,000円(※年1回) |
| インフルエンザ予防接種 補 助 金 | 本人(家族含む) | 2,000円(※年2回) |
| 健診補助 | 中建国保では、組合員とその家族の健康を守るため、集団健診を実施しています。 | |
| 区 分 | 特 定 健 診 | 一 般 健 診 |
| (集団健診) | ・40歳以上75歳未満(組合員及び家族) | ・40歳未満(組合員)及び20歳以上40歳未満(家族) |
| 健康診査の補助 (県健康づくりセンター) | ◇基本健診 / ◇がん検診 / ◇胸部直接レントゲン撮影 ※胸部レントゲンの再続影 / 40歳以上の組合員及び60歳以上の家族が対象。 | |
| (人間ドック) | ・年度中に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の誕生日を迎える人。 ・特定健診に変えて人間ドックを受診されたとき。(特定健診と人間ドックのいずれか) | |
| 節目年齢 | ・人間ドック(A) | ・人間ドック(B) |
| | 3万円以上4万円未満 / 15,000円 補 | ・4万円以上 / 20,000円 補助 |

【出産育児一時金】

※出産育児一時金については、42万円が支給されます。

また、出産費用等の支払に出産一時金を直接、医療機関の支払いに充てることができます。(直接支払制度)

※出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合には、その差額は後日、組合員に支給されます。

【高額療養費】

※手続きには組合員と中建国保に加入している家族全員分の課税証明または非課税証明が必要です。

また、高額医療費の現物給付を受ける場合には、限度額適用・標準負担額減額認定申請をして下さい。

※「上位所得者」とは、基礎控除(33万円)後の所得の合計額が600万円を超える世帯の方です。

※「低所得者」とは、市町村民税の非課税世帯です。

※高額療養費(70歳以上)の自己負担限度額は「現役並所得者」・「一般」・「低所得者Ⅱ・Ⅰ」に区分され計算されます。(※平成30年7月末迄)

【宿泊費の補助】

※中建国保に加入していること。

※1人当たり 3,000円(※年度内1回分補助)

※利用できる補助対象保養施設と利用方法については「中建国保便利帳」・「中建国保ホームページ」をご参照下さい。

※申請手続きは「保養施設利用者補助金申請書」に宿泊施設の利用証明が必要です。

【健診補助】

※組合員と家族は、中建国保に加入されていないと受診できません。